

東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準の一部改正について

改正理由：高度研究プログラム担当者の選考基準の見直し及び東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定）の令和5年3月23日改正時における改正漏れに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
（趣旨） 第1条 この基準は、東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定。以下「要項」という。）<u>第8条の規定に基づき、教職大学院の実務家教員の選考基準に関し必要な事項を定める。</u> 〔省略〕 （高度研究プログラム担当者の選考基準） 第5条 教職大学院における高度研究プログラムにおいて<u>専門学術論文の作成指導を担当する者の選考基準は、東京学芸大学教員選考基準第7条又は第8条を準用する。</u> 〔省略〕 附 則 <u>1. この基準は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、令和5年4月1日から適用する。</u> <u>2. 東京学芸大学教職大学院実務家教員の高度研究プログラムにおける専門学術論文の作成指導担当資格の審査に関する内規（平成31年4月4日制定）は廃止する。</u>	（趣旨） 第1条 この基準は、東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定。以下「要項」という。）<u>第6条の規定に基づき、教職大学院の実務家教員の選考基準に関し必要な事項を定める。</u> 〔省略〕 （高度研究プログラム担当者の選考基準） 第5条 教職大学院における高度研究プログラム<u>を担当するための資格については、別に定める。</u> 〔省略〕